

令和 8 年 7 月 2 2 日

令和 8 年

第 9 回野洲市教育委員会定例会
議案書関係資料

野洲市教育委員会

関係資料

議案第 38 号 関係資料

- ・ 北野小学校本館長寿命化（建築主体）工事 工事概要

議案第 39 号 関係資料

- ・ 北野小学校本館長寿命化（電気設備）工事 工事概要

議案第 40 号 関係資料

- ・ 北野小学校本館長寿命化（機械設備）工事 工事概要

議案第 41 号 関係資料

- ・ 野洲市社会教育委員条例
- ・ 野洲市社会教育委員会規則
- ・ 社会教育法（抜粋）

北野小学校本館長寿命化（建築主体）工事 工事概要

■ 契約金額

1,145,360,700 円（うち消費税等相当額 104,123,700 円）

■ 工事場所

野洲市市三宅 240 番地 敷地面積 約 27,700 m²

■ 契約の相手方

滋賀県蒲生郡竜王町山之上 3276 番地

株式会社ヤマタケ創建 代表取締役 竹井 友明

■ 契約工期

野洲市議会の議決を得た日の翌開庁日から令和 9 年 8 月 31 日まで

■ 建物概要

校舎（本館） R C 造 3 階建て 延床面積 約 5,300 m²

職員室増築 S 造 1 階建て 延床面積 約 200 m²

校舎（西館） S 造 2 階建て 延床面積 約 800 m²

■ 工事概要

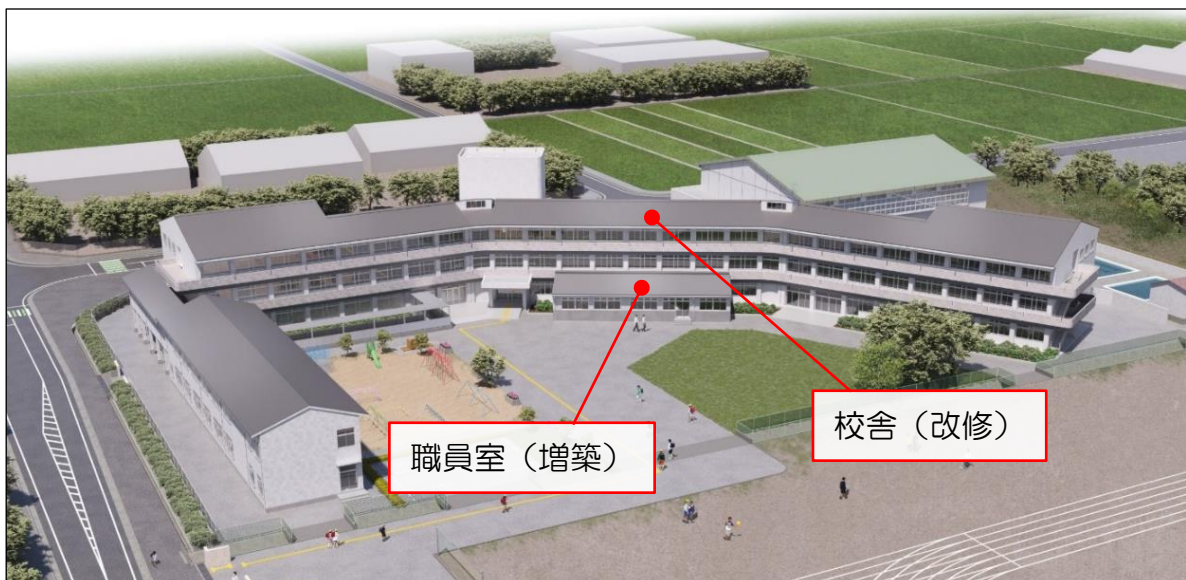
本館長寿命化工事（屋根、外壁、建具、内装、トイレ改修工事等）

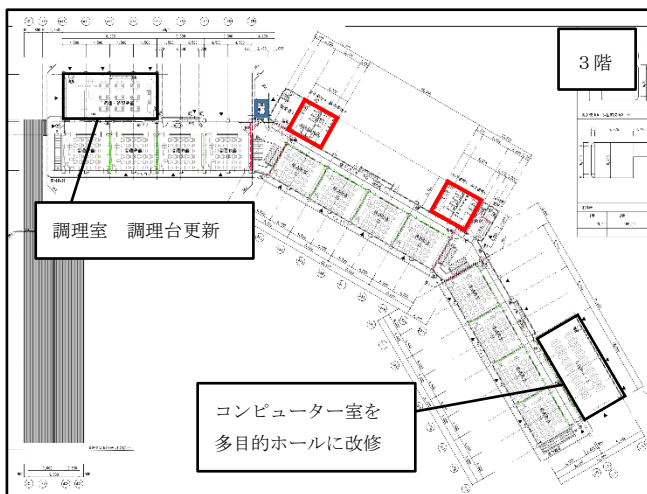
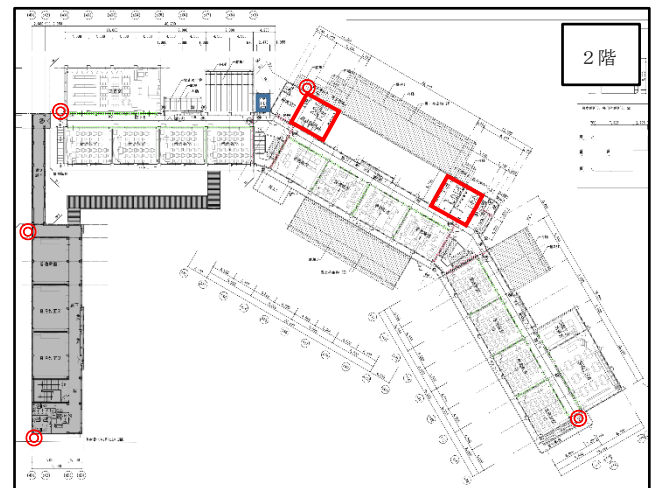
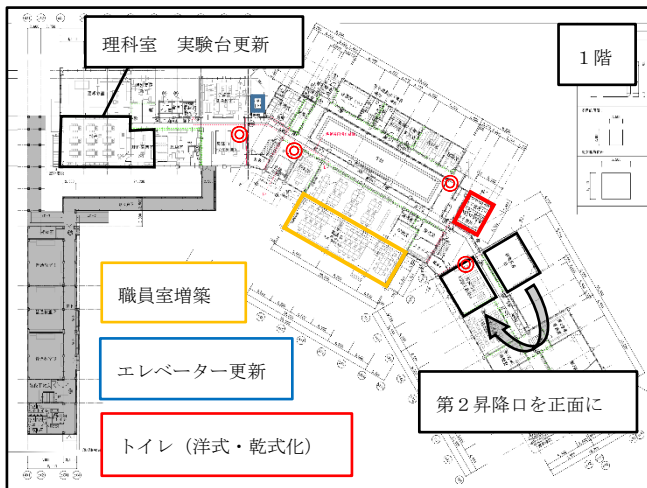
エレベーター改修工事（昇降設備工事等）

職員室増築工事

外構工事（舗装、囲障工事等）

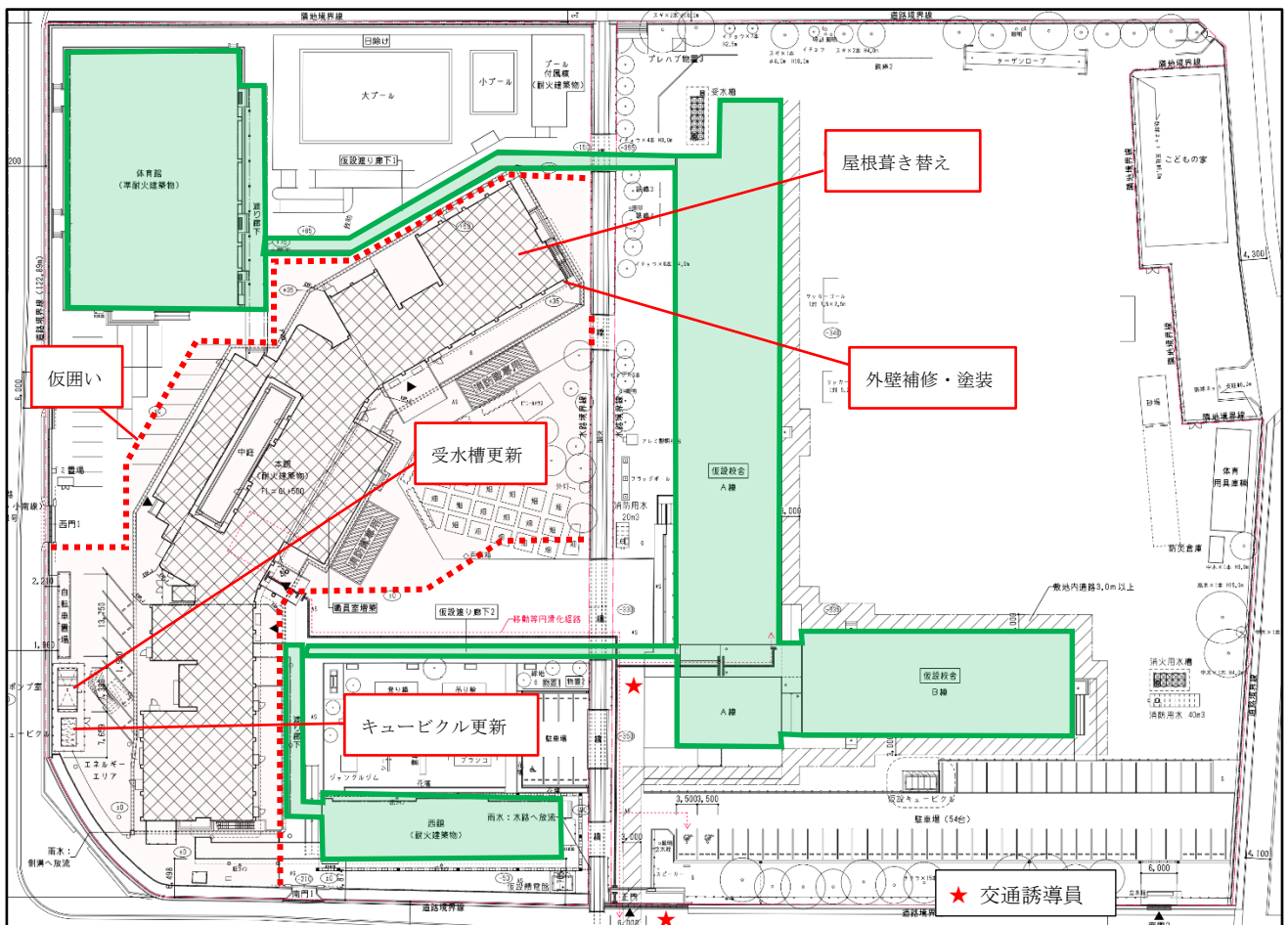
■ 鳥瞰図





各室共通

- ・内壁、天井材更新
- ・照明 LED 化
- ・空調更新
- ・建具更新
- ・家具（黒板、収納棚、下足箱等）更新
- ・放送設備更新
- ・内線電話設置
- ・防犯カメラ更新 8 台、新設 1 台（図示◎）
- ・弱電端子盤、分電盤更新
- ・給排水配管更新



北野小学校本館長寿命化（電気設備）工事 工事概要

■契約金額

295,548,000 円（うち消費税等相当額 26,868,000 円）

■工事場所

野洲市市三宅 240 番地 敷地面積 約 27,700 m²

■契約の相手方

滋賀県草津市川原町 132 番地 4

株式会社中島電業所 代表取締役 中嶋 良典

■契約工期

野洲市議会の議決を得た日の翌開庁日から令和 9 年 8 月 31 日まで

■建物概要

校舎（本館） R C 造 3 階建て 延床面積 約 5,300 m²

職員室増築 S 造 1 階建て 延床面積 約 200 m²

校舎（西館） S 造 2 階建て 延床面積 約 800 m²

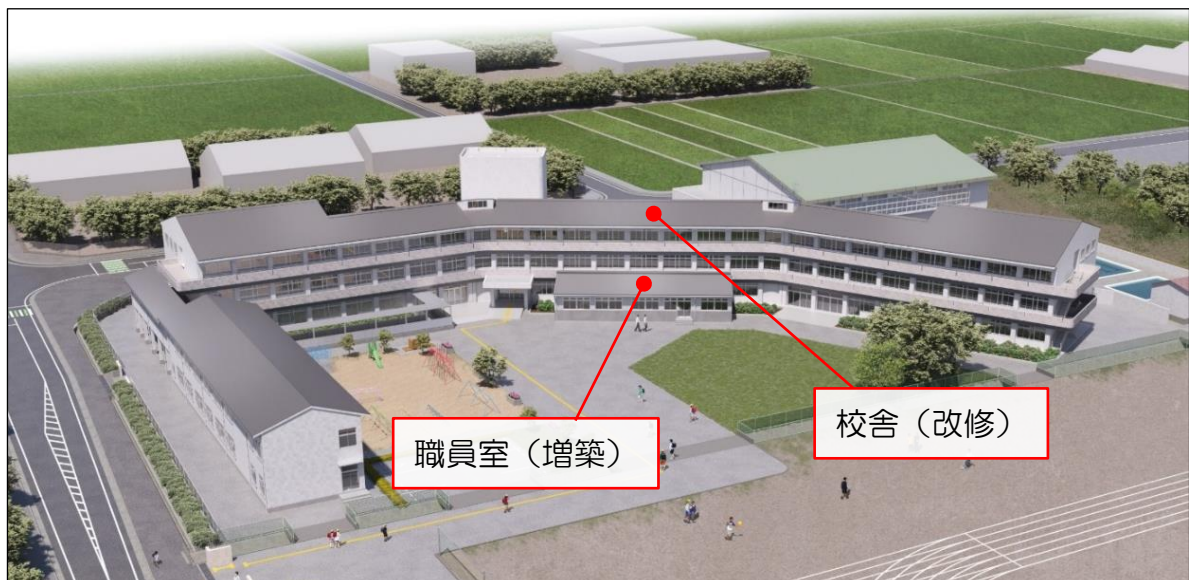
■工事概要

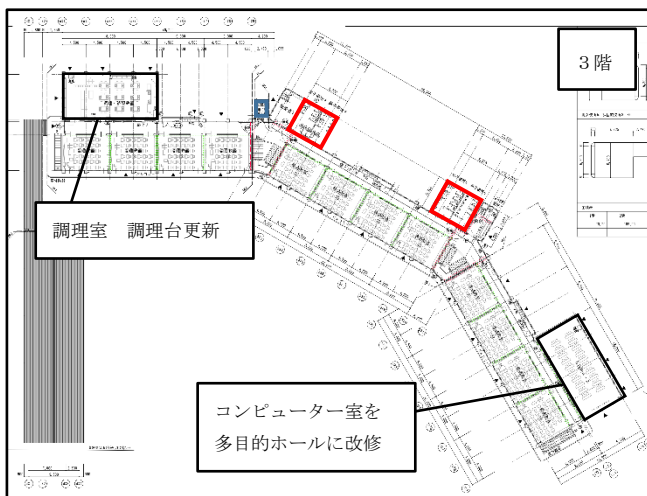
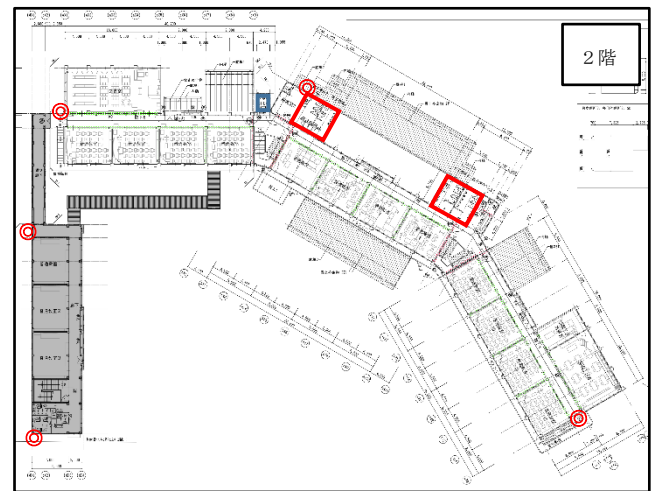
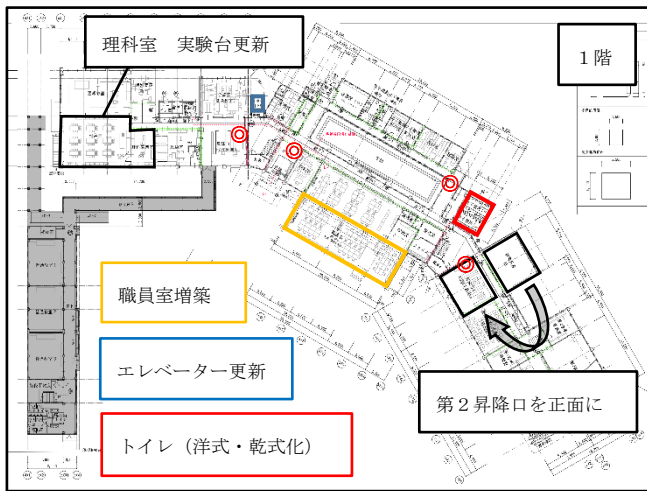
校舎長寿命化工事、職員室増築工事

（電灯動力幹線設備、電灯・コンセント設備、校内情報通信網設備、音響設備、拡声設備、テレビ共聴設備、監視カメラ設備、自動火災報知設備改修工事等）

外構工事（受変電設備、電灯動力幹線設備改修工事等）

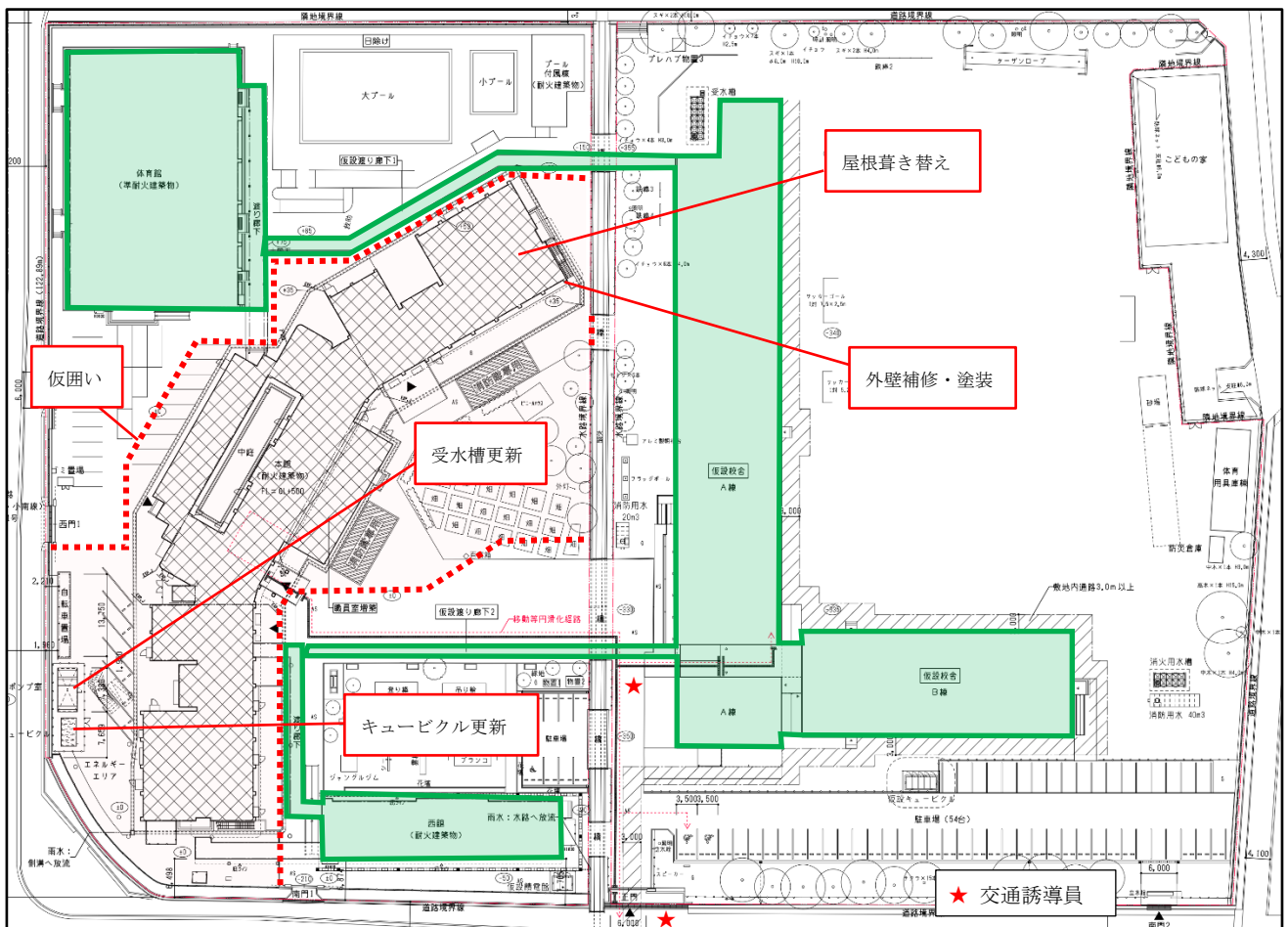
■鳥瞰図





各室共通

- ・内壁、天井材更新
- ・照明 LED 化
- ・空調更新
- ・建具更新
- ・家具（黒板、収納棚、下足箱等）更新
- ・放送設備更新
- ・内線電話設置
- ・防犯カメラ更新 8 台、新設 1 台（図示◎）
- ・弱電端子盤、分電盤更新
- ・給排水配管更新



北野小学校本館長寿命化（機械設備）工事 工事概要

■ 契約金額

257,400,000 円（うち消費税等相当額 23,400,000 円）

■ 工事場所

野洲市市三宅 240 番地 敷地面積 約 27,700 m²

■ 契約の相手方

滋賀県野洲市高木 194 番地 38

株式会社乾設備工業 代表取締役 乾 哲典

■ 契約工期

野洲市議会の議決を得た日の翌開庁日から令和 9 年 8 月 31 日まで

■ 建物概要

校舎（本館） R C 造 3 階建て 延床面積 約 5,300 m²

職員室増築 S 造 1 階建て 延床面積 約 200 m²

校舎（西館） S 造 2 階建て 延床面積 約 800 m²

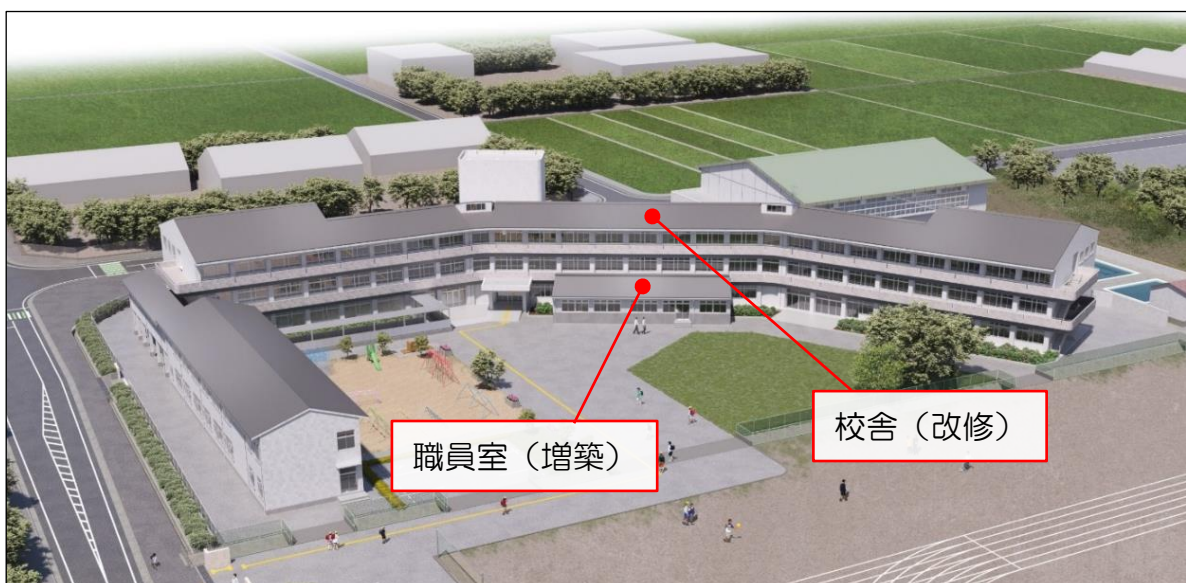
■ 工事概要

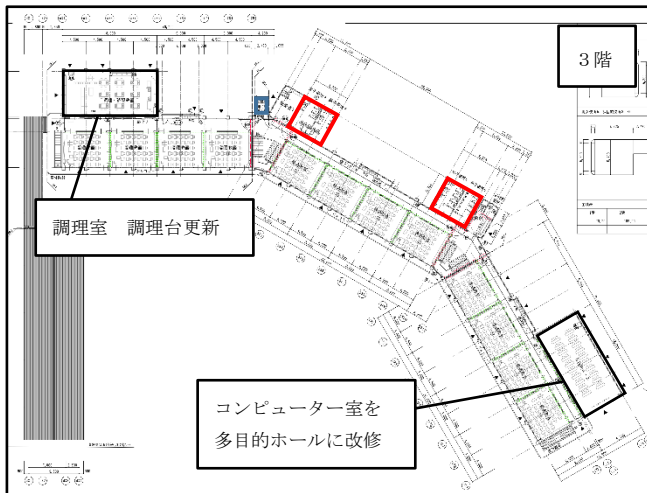
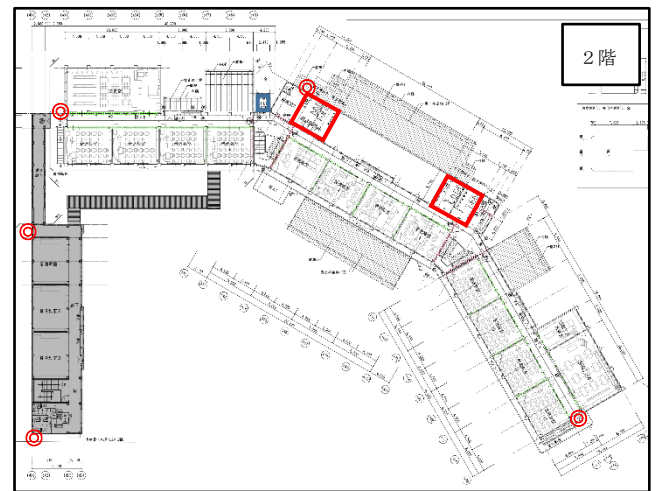
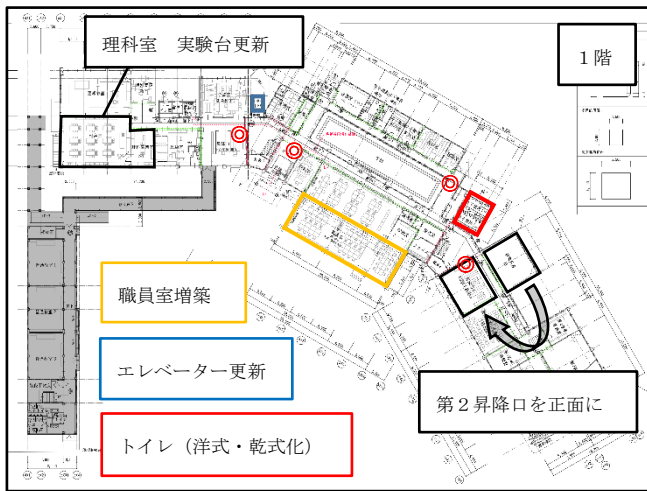
校舎長寿命化工事、職員室増築工事

（空調設備、衛生器具設備、換気設備、給排水設備、消火設備改修工事等）

外構工事（給排水設備、消火設備工事等）

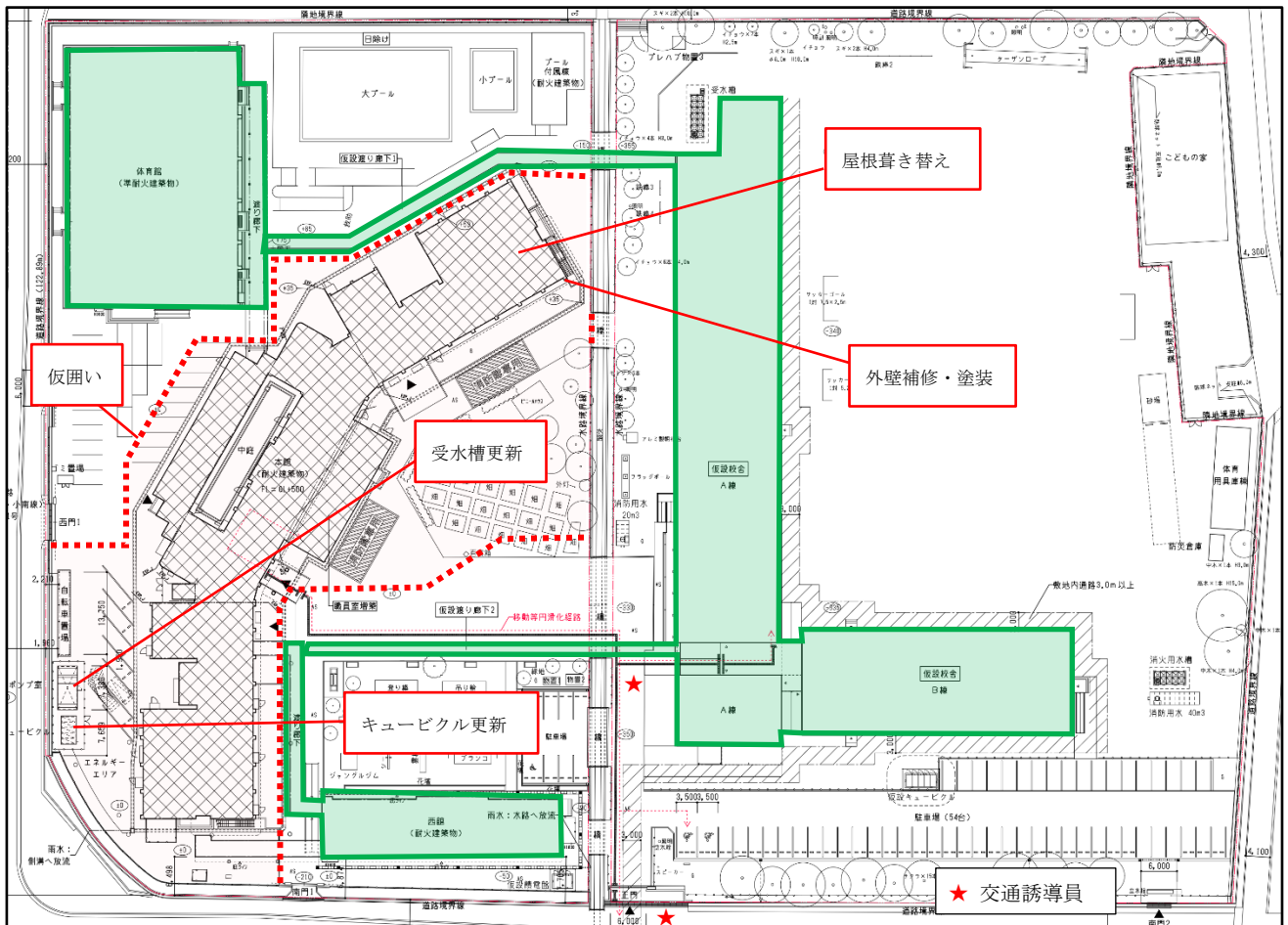
■ 鳥瞰図





各室共通

- ・内壁、天井材更新
- ・照明 LED 化
- ・空調更新
- ・建具更新
- ・家具（黒板、収納棚、下足箱等）更新
- ・放送設備更新
- ・内線電話設置
- ・防犯カメラ更新 8 台、新設 1 台（図示◎）
- ・弱電端子盤、分電盤更新
- ・給排水配管更新



○野洲市社会教育委員条例

平成16年10月 1 日

条例第89号

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基づき、社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員の定数は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者

(平26条例 6 ・ 一部改正)

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、平成16年10月 1 日から施行する。

付 則（平成26年条例第 6 号）

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

○野洲市社会教育委員会議規則

平成16年10月 1 日

教育委員会規則第32号

(趣旨)

第1条 野洲市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下「会議」という。）に関しては、この規則の定めるところによる。

(委員長及び副委員長)

第2条 会議に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長及び副委員長の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

第3条 委員長は、会議を招集し、これを主宰する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(開催)

第4条 会議は、必要に応じ随時開催する。

(議決)

第5条 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(職員の出席等)

第6条 委員長は、議案その他に関し必要あるときは、教育委員会事務局職員の出席を求めることができる。

第7条 教育委員会事務局職員は、会議に出席して意見を述べることができる。

(庶務)

第8条 会議に必要な庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、平成16年10月 1 日から施行する。

○社会教育法（抜粋）

（昭和二十四年六月十日）

（法律第二百七号）

第五回特別国会

第三次吉田内閣

第四章 社会教育委員

（昭二六法一七・旧第三章繰下）

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（平一一法八七・平一三法一〇六・平二五法四四・一部改正）

第十六条 削除

（平一一法八七）

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（昭三四法一五八・平二六法七六・一部改正）

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（昭二五法一六八・全改、昭三一法一六三・平二五法四四・一部改正）